

社会福祉法人恵伸会の役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人恵伸会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれている者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価としてうける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間1,550万円以内とする。

2 この法人の全監事の報酬総額は、年間30万円以内とする。

3 この法人の常勤理事の報酬月額等は、予算の範囲内で、別表第1「常勤理事の報酬」に定める額以内で支給する。

4 この法人の非常勤理事の報酬は、予算の範囲内で、別表第2「非常勤理事の報酬」に定める額以内で支給する。

5 この法人の監事の報酬は、予算の範囲内で、別表第3「監事の報酬」に定める額以内で支給する。

6 この法人の評議員の報酬は、予算の範囲内で、別表第4「評議員の報酬」に定める額以内で支給する。

(職員給与との併給)

第5条 この法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、職員給与に

加えて役員報酬として、予算の範囲内で、別表第5「職員との併給役員の報酬」に定める額以内で支給する。

(費用弁償)

第6条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した旅費等の費用については、オレンジヒル小岱職員旅行規程に準じて支給する。

2 費用弁償は、請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払を要するものについては、前もって支払うことができる。

(報酬等の支給日)

第7条 常勤役員の報酬は、毎月21日に支払うものとする。なお、支給日が金融機関の休日であるときは、その直前の営業日に支給する。

2 非常勤役員及び評議員の報酬並びに役員及び評議員の旅費等の費用は、必要に応じて支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬は、通貨をもって本人に支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金等を控除して支払うことができる。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補則)

第10条 この規程の実施に必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定めるものとする。

附則

1 この規程は、平成29年6月の定時評議員会の決議の日から施行する。

2 社会福祉法人恵伸会役員費用弁償規程（平成10年4月1日）は廃止する。

別表第 1（常勤理事の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 600,000 円及び 6 月と 12 月に、別に各 1,000,000 円
業務執行理事	月額 400,000 円及び 6 月と 12 月に、別に各 400,000 円
理事	月額 10,000 円及び 6 月と 12 月に、別に各 10,000 円

別表第 2（非常勤理事の報酬）

役職名	報酬の額
理事	理事会等会議への出席及びその他法人等の業務のための出勤の都度、日額 10,000 円

別表第 3（監事の報酬）

役職名	報酬の額
監事	理事会等の会議への出席、監事監査等に出席及びその他法人等の業務のための出勤の都度、日額 10,000 円

別表第 4（評議員の報酬）

役職名	報酬の額
評議員	評議員会等の会議への出席、法人等の業務のための出勤の都度、日額 10,000 円

別表第 5（職員との併給役員の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 450,000 円及び 6 月と 12 月に、別に各 450,000 円
業務執行理事	月額 350,000 円及び 6 月と 12 月に、別に各 350,000 円
理事	支給しない